



大津市公報

平成 24 年 5 月 17 日
号外 (第 27 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

議 会 議 長 告 示	
2	大津市議会例規文書作成規程..... 1

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第 2 号

大津市議会例規文書作成規程を次のように定める。

平成24年 5 月17日

大津市議会議長 北 村 正 二

大津市議会例規文書作成規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大津市議会における条例、規則及び規程（以下「例規文書」という。）の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

(文体等)

第 2 条 例規文書に用いる文体は、原則として「である」を基調とする口語体とし、簡潔で分かり易い表現を用いるものとする。

2 例規文書に用いる用語は、やむを得ない場合を除いて、日常一般に使われている平易なものを用いるものとする。

3 例規文書に用いる用字は、公用文における漢字使用等について（平成22年11月30日付け内閣法制局長官決定）に定めるところによるものとする。

(例規文書の形式)

第 3 条 例規文書の作成は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める例により行うものとする。ただし、これによることが困難であると認められるときは、この限りでない。

新たに制定する場合 別記 1 のとおり

改正する場合 別記 2 及び別記 3 のとおり

廃止する場合 別記 4 のとおり

附 則

この規程は、平成24年 5 月17日から施行する。

別記 1

新たに制定する場合の例

× × ×	条例
× ()	
第 1 条 ×	。
× ()	
第 2 条 ×	。
2 ×	
×	。
3 ×	。
× ×	。
× ×	
× ×	。
× × × 附 × 則	
1 × この条例は、	。
2 ×	。

備考 「 」及び「 」は文字を、「 × 」は空白を示す。以下同じ。

別記 2

改正する場合で、一部改正の例

一部改正は、原則として次のような改正文及び表（以下「新旧対照表」という。）の形式を用いて行う。

× × × 条例の一部を改正する条例
 × 条例（ 年条例第 号 ）の一部を次のように改正する。
 × 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
× × × 第 章	× × × 第 章								
× ()	× ()								
第 条 × _____ 。	第 条 × _____ 。								
× ()	× ()								
第 条 × _____ 。	第 条 × _____ 。								
× ()	× ()								
第 条 × _____ 。	第 条 × _____ 。								
2 及び 3 × - 略 -	2 及び 3 × - 略 -								
<u>4</u> × - 略 -	<u>4</u> × _____ 。								
<u>5</u> × _____ 。	<u>5</u> × - 略 -								
6 × - 略 -	6 × - 略 -								
別表第	別表第								
<table border="1"><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>	_____	_____	_____	_____	<table border="1"><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>	_____	_____	_____	_____
_____	_____								
_____	_____								
_____	_____								
_____	_____								

× × × 附 × 則
 × この条例は、 年 月 日から施行する。

新旧対照表の記載方法

1 共通事項

新旧対照表は、左欄（以下「改正前の欄」という。）に改正の対象となる条文を、右欄（以下「改正後の欄」という。）に対応する改正後の条文を表示するものとする。

新旧対照表に表示する条文は、改正を要する部分の属する条を基本とし、改正を要しない項、号等がある場合は、当該項、号等の規定部分を「 - 略 - 」とし、省略することができる。この場合において、省略する項、号等が 2 つ連続する場合は「及び」でつなぎ、3 以上連続する場合は、「～」で結ぶものとする。

改正部分は、下線を付すものとする。

改正前の欄に表示されている規定に下線が付された部分があるときは、その部分は、改正後の欄に表示されている規定の下線が付された部分に改めたものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
× () 第 条 × _____ 。	× () 第 条 × _____ 。

改正前の欄に表示されている規定のうち下線が付された部分が改正後の欄に表示されていない場合は当該下線が付された部分を削ったものとし、改正後の欄に表示されている規定のうち下線が付された部分が改正前の欄に表示されていない場合は当該下線が付された部分を追加したものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
× () 第 条 × _____ 。	× () 第 条 × _____ 。
× () 第 条 × _____ 。	× () 第 条 × _____ 。

改正前の欄に表示されている条、項、号及び号の細目（以下「条等」という。）に下線が付されたものがあるときは、その条等は、改正後の欄に表示されている条等の下線が付された条等に移動したものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
× () 第 条 × _____ 。	× () 第 条 × _____ 。
第 条 × - 略 -	第 条 × - 略 -

改正前の欄に表示されている条等の条文のうち下線が付された条文が改正後の欄に表示されていない場合は、当該下線が付された条文を削ったものとし、改正後の欄に表示されている条文のうち下線が付された条文が改正前の欄に表示されていない場合は当該下線が付された条文を追加したものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
× () 第 条 × _____ 。	× () 第 条 × _____ 。
× () 第 条 × - 略 -	× () 第 条 × - 略 -

2 別表、様式又は図（以下「表等」という。）の改正

表等の項又は欄の数が増減する場合は、改正、削除又は追加する箇所に関する文字に下線を付す。

表等の字句を改める場合は改正前及び改正後の部分に下線を付し、字句を削る場合は改正前の削る部分に下線を付し、字句を追加する場合は改正後の追加部分に下線を付す。

表等中の改正を要しない部分は、「 - 略 - 」とし、省略することができる。

× 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p><u>別表第 1 (第 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">- 略 -</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">- 略 -</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> </table> <p><u>別表第 2 (第 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> </table>	- 略 -	- 略 -		_____		_____		_____		_____	<p><u>別表 (第 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">- 略 -</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">- 略 -</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> </table>	- 略 -	- 略 -		_____		_____
- 略 -	- 略 -																

- 略 -	- 略 -																

3 施行期日が異なる場合の改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
1	× () 第 条 × _____ 。	× () 第 条 × _____ 。
2	× () 第 条 × _____ 。	× () 第 条 × _____ 。

× × × 附 × 則

× この条例は、 年 月 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正規定は、 年 月 日から施行する。

4 改め文方式との併用

改正箇所が大量にあるとき、又は表等の改正で新旧対照表によることが困難であるときは、改め文方式との併用ができるものとする。

× × × 条例の一部を改正する条例

× 条例 (年 条例 第 号) の一部を次のように改正する。

× 本則中「 _____ 」を「 _____ 」に改める。

改正前	改正後
<p>× () 第 条 × _____ 。</p> <p>× () 第 条 × _____ 。</p>	<p>× () 第 条 × _____ 。</p> <p>× () 第 条 × _____ 。</p>
<p>備考 改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

× 別表第 〇 の次に次の 1 表を加える。

別表第

別記 3

改正する場合で、全部改正の例

× × × 条例
× 条例 (年条例第 号) の全部を改正する。
× ()
第 1 条 × 。
× ()
第 2 条 × 。
2 × 。
- 略 -
× × × 附 × 則
1 × この条例は、 。
2 × 。

別記 4

廃止する場合の例

× × × 条例を廃止する条例
× 条例 (年条例第 号) は、廃止する。
× × × 附 × 則
× この条例は、 。